

## 産学官連携における秘密情報管理ポリシー

### 1. 目的

金沢大学は、「金沢大学産学官連携・知的財産活動ポリシー」において、産学官連携活動を本学の重要な使命の一つとしてとらえ、より強力に推進することを表明している。産学官連携活動において、相手先との信頼関係をより強固にするためには、産学官連携活動を通じて本学が取得した守秘義務対象の情報（以下「秘密情報」という。）を適切に管理し、作為・無作為にかかわらず、秘密情報の漏えいを防止することが最低限必要な条件となる。

そこで、本学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、本学教職員及び相手先が、産学官連携活動を推進する上で必要な秘密情報を相互に提供し、共同研究等でベストな成果を出せるよう、秘密情報の組織的管理を実施し、産学官連携活動をより一層推進して社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方を示すものとして、産学官連携における秘密情報管理ポリシーをここに定める。

### 2. 用語の定義

本ポリシーにおいて、「共同研究等」とは、秘密情報の取得を伴う共同研究及び受託研究をいう。ただし、原則として大学・公的機関のみとの共同研究及び受託研究は含まない。

### 3. 対象者と対象範囲

(1) 本ポリシーの対象者は、教職員等及び共同研究等に研究協力者として参加する者（成人の学生を含む）である。教職員等とは、本学に雇用されている教員、職員、研究員をいう。

(2) 本ポリシーにおいて対象範囲は、次に例示するところの相手先との契約上守秘義務を負う情報および化体物をいう。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。

- ① 共同研究等で相手先から守秘を指定された情報及び化体物
- ② 共同研究等において締結した契約書（「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。）
- ③ 契約上公表前に相手への通知を必要とする共同研究等の成果で公表前のもの。
- ④ 契約に則して、相手先と協議の上、守秘を指定したノウハウ

(3) 本ポリシーにおいては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基

づく開示請求への対応に留意し、適切に実施する。

#### **4. 基本原則**

本ポリシーを遂行するために必要な事項を産学官連携における秘密情報管理運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定め、具体的な管理方法については、産学官連携における秘密情報管理運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定める。

本学は、本学独自の研究成果は基本的に公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって本学本来のミッションを損なうことがないように配慮しつつ、「3. 対象者と対象範囲」に記載の秘密情報に限定し、管理する。

また、秘密情報の管理方法は、教職員等が秘密情報を特定し、ガイドラインに基づき、情報の重要度や管理負担を考慮して種別ごとの管理を基本原則とする。

学生を産学官連携活動へ関与させる場合には、学生が教育を受ける権利を有し、研究成果を公表し、就職活動が想定される存在であることを十分に考慮し、学生の自主的意思を尊重し、過度な責任を生じさせないよう留意する。

#### **5. 啓発活動**

本学は、産学官連携における秘密情報管理に関する国内外の動向や学外のニーズの把握に努めるとともに、本ポリシー対象者に産学官連携における秘密情報管理に関する啓発を行い、関連ガイドライン・マニュアル等の周知を図る。本ポリシー対象者は、大学と一体的に産学官連携における秘密情報管理のポリシー、ガイドラインを遵守する。

#### **6. 管理体制**

##### **(1) 最高責任者**

秘密情報の管理における重要事項の最終決定を行うため、本学に秘密情報管理の最高責任者を置き、学長をもって充てる。

##### **(2) 秘密情報統括責任者**

秘密情報の管理を統括するため、秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究担当理事をもって充てる。

##### **(3) 秘密情報業務責任者**

組織的に秘密情報を管理するため、秘密情報業務責任者を置き、先端科学・社会共創推進機構の教員のうちから統括責任者が任命する。秘密情報業務責任者は、統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務及び秘密情報管理遂行における教職員等からの相談への対応業務等を行う。

##### **(4) 秘密情報管理責任者**

組織的に秘密情報を管理するため、秘密情報管理責任者を置き、秘密情報を取得する

教員のうち代表者をもって充てる。

#### **7. 法令の遵守**

本学は、不正競争防止法を遵守し、専門家への相談体制を整備し、産学官連携活動の推進に努めるとともに秘密情報侵害に係わる紛争を未然に防止するものとする。

#### **8. 改廃**

本ポリシーは、社会のニーズや本学を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上